

議案第13号

加西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

加西市長 西村 和平

## 加西市介護保険条例の一部を改正する条例

加西市介護保険条例（平成 12 年加西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（保険料率）

第 6 条 平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 37,200 円
- （2） 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 55,800 円
- （3） 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 55,800 円
- （4） 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 66,900 円
- （5） 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 74,400 円
- （6） 次のいずれかに該当する者 89,200 円

ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が 120 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。）

- （7） 次のいずれかに該当する者 96,700 円

ア 合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 9 号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。）

- （8） 次のいずれかに該当する者 111,600 円

ア 合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

いもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 126,400 円

ア 合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 133,900 円

ア 合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 148,800 円

2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,480 円とする。

第 14 条中「第 8 条の 3」を「第 22 条」に改める。

第 16 条中「法第 33 条」を「法第 33 条の 3」に改める。

第 17 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

第 19 条中「前 4 条」を「第 15 条から前条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の加西市介護保険条例第 6 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(審議資料)

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から平成32年度の3年間に適用する第1号被保険者の保険料を改定する必要等が生じたため、所要の改正を行うもの。

【概要】

第1号被保険者の保険料を10段階から11段階に改めるとともに保険料改定を行う。

所得段階	第6期(H27~29)		保険料
1段階	●生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.45	29,160円
2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円以下	0.75	48,600円
3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円以上	0.75	48,600円
4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.9	58,300円
5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上	1	64,800円
6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.2	77,700円
7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.3	84,200円
8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.5	97,200円
9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.7	110,100円
10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上	1.8	116,600円



所得段階	第7期(H30~32)		保険料
1段階	●生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.45	33,480円
2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円以下	0.75	55,800円
3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円以上	0.75	55,800円
4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.9	66,900円
5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上	1	74,400円
6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.2	89,200円
7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.3	96,700円
8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.5	111,600円
9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.7	126,400円
10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上	1.8	133,900円
11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上	2.0	148,800円